

明治大学国際日本学部 ゼミナール協議会会計監査規則（第2版）

第一章 一般原則

第1条 この規則は、明治大学国際日本学部ゼミナール協議会規約（以下規約）第34条を補足する。

第2条 監査は、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うにあたり、常に公平普遍の態度でこれを行う。

第3条 監査は、監査報告の際、意見表明を行う。

第二章 実施規則

第4条 監査期間は、規約第30条に準ずる。

第5条 監査対象は、国際日本学部ゼミナール協議会の全ての会計とする。

第6条 本会の監査は、規約第22条に準じて執行委員会外より選出され、本会に関する全ての会計の監査と会計指導の権限を持つ。

第7条 前年度執行委員会は、以下のものを会計監査資料として監査に提出しなければならない。

- (1) 現金出納帳
- (2) 領収書添付簿
- (3) 現金収支決算書
- (4) 銀行預金残高を証明する資料
- (5) その他、監査人の必要と認めた資料

2 資料を作成する場合は、市販のものを利用し資料の信憑性を保つものでなければならない。また、情報機器で資料を作成する場合、データも一緒に提出しなければならない。

第8条 監査は、毎年4月30日までに、執行委員会より会計監査資料を受け取る。また、監査資料には会計、委員長、および委員会の認証印が捺印されたものでなければならない。

第9条 監査は、本会の該当年度の収支を対象とし、監査が必要と認めた事項に沿って行う。

第10条 執行委員会が、本会会計に伴う収入を預金した場合、計上される利子は、本会会計の収入の一部とみなし、監査対象となる。

第11条 監査は、委員会において、文章による監査報告及び意見表明を行う義務を負う。

第12条 監査は、監査が実施した監査の概要及び意見を簡潔かつ明瞭に表す。ただし、自己の見解などの個人的意見は認めない。

第13条 監査の意見表明は、現金支出に基づく会計帳簿が適正であるか否かについてなされる。

第三章 その他

第14条 本規則の改正は、規約第46条に準ずる。

附 則

1 本規則は、2011年（平成23年）5月25日からこれを施行する。

以 上